

春は健康診断チャンス！です

狛江 わんわん 新聞

令和6年度版

発行
狛江市福祉保健部
健康推進課
狛江市元和泉2-35-1
あいとびあセンター内

バックナンバーは
こちら



飼い犬は、毎年4月から6月の間に「狂犬病」の予防接種を受けることが法律で義務付けられています。

春先のこの時期は毎年のフィラリア予防を開始する時期にも重なるので、多くの動物病院が健康診断メニューを用意して同時に受診できるようにしています。

普段あまり動物病院に行かない方も、こういった機会を利用して愛犬の健康診断を行ってみてはいかがでしょうか。

4～6月 狂犬病の法定予防接種期間

接種をして、市役所でその年の注射済票交付を受けるところまでが義務です！交付された注射済票は金属札ですので、必ず飼い犬の首輪等に装着してください。

5月頃～12月頃(蚊の活動期間) フィラリア予防

フィラリアとは蚊が媒介する寄生虫です。感染すると犬の血管の中で育ち、大きくなると血管を詰まらせてしまいます。そうなる前に毎月の薬で駆虫します。

1年中 ノミ・ダニ予防

毎月の薬で駆虫します。現在はフィラリア・ノミ・ダニの駆虫成分を全て含んだ薬もあるため、併せて予防すると良いでしょう。

問診・視診・触診・聴診

もちろん犬は喋ることができないので、飼い主が問診に答えます。話をしながら、獣医師が身体をチェックし、必要な検査を判断します。

血液検査

ヒトの健康診断と同じように、犬でも行います。検査結果の数値から、様々な病気を見つけます。

便検査

寄生虫・細菌・ウイルスの他、血便や異物混入を調べます。

尿検査

尿の組成やpHなどいくつかの項目を調べます。主に腎・泌尿器系の病気や、肝疾患、糖尿病などを見つけます。

エコー(超音波)検査

犬の身体に端子をあてて、内臓の状態を画面に映します。胸部・腹部の内臓の画像をリアルタイムにみて、腫瘍や結石、異物を見つけることができます。心疾患の診断にも使用します。

レントゲン検査

一般的には腹部・胸部の画像診断で、仰向けと横向きの2枚を撮影します。骨・関節の異常や、臓器の大きさ、腫瘍の有無を調べます。

心電図検査

犬も高齢になるほど心疾患の危険性が上がります。多いのは「僧帽弁閉鎖不全症」という心臓の弁膜の病気です。



※健康診断メニューは病院によって異なります。詳しくは動物病院に直接お問い合わせください。

犬がかかる主な病気(参考)

全年齢

- 1位 外耳炎
- 2位以下(順不同) 胃・腸炎
嘔吐・下痢・血便
皮膚炎

9歳以上～

- 1位 心弁膜症 
- 2位以下(順不同) 外耳炎
胃・腸炎
嘔吐・下痢・血便
皮膚炎



少しでも飼い主(ヒト)のおはなし・・・



元気にお散歩したり、しつけを正しく行うには飼い主の健康も大切です。ヒトと犬、お互いに健康を保ち、飼い犬の問題行動の解決にも繋がしましょう。

令和6年度 狛江市のがん検診 ※社会保険にご加入の方も受診できます。

項目	対象	費用
胃がん検診	昭和60年3月31日以前生まれの方	無料
肺がん検診		
大腸がん検診		
乳がん検診	昭和50年3月31日以前生まれの方	1,000円
	昭和50年4月1日～昭和60年3月31日生まれの方	2,000円
子宮頸がん検診	平成17年3月31日以前生まれの方	無料

詳しくはこちら



狛江市ホームページ がん検診

令和6年度 狛江市の特定健康診査・健康診査

※法律で定められた年に1回の健診です。
 狛江市では無料で実施しています。対象者には5月末頃に受診券を送付します。

	対象
特定健康診査	狛江市国民健康保険にご加入中の年度内に40歳になる方～74歳の方
健康診査	後期高齢者医療制度ご加入中の方 (75歳以上または65～75歳未満の一定の障害のある方)



狛江市ホームページ 特定健診



狛江市ホームページ 健診診査

優等生 お散歩スタイル



首輪などに必ず今年度の注射済票を装着!



※金属製の鑑札をご利用の場合は鑑札も装着する(狛江市のマイクロチップのみなし鑑札の場合を除く)

東京都動物愛護推進員による 犬のしつけ・飼い方相談

狛江市では、毎月1回無料相談を行っています。犬の飼い方に関するあらゆる相談に、講師の西川文二先生(東京都動物愛護推進員)がアドバイスいたします。

令和6年度の開催日程
 4/26(金) 5/24(金) 6/28(金) 7/26(金) 8/23(金)
 9/27(金) 10/25(金) 11/22(金) 12/20(金)
 令和7年1/24(金) 2/28(金) 3/28(金)
 時間:AM9:30～11:30 電話による予約制 先着6名
 場所:あいとぴあセンター1階

お申込みは…☎03-3488-1181(健康推進課)

わんにゃん暮らしのアドバイス

国立大学法人東京農工大学が設置した「人と動物の共生社会推進プラットフォーム」が運営する、飼い犬・飼い猫の困った行動への対応やしつけのコツなどを専門家の獣医学的、行動学的視点から分かりやすく解説したWEBサイトです。

<https://wan-nyan-kurashi.com>



狛江市は、飼い犬のマイクロチップを鑑札とみなす制度に参加しています。

令和4年6月1日以降にペットショップなどの動物取扱業者から購入した犬には必ずマイクロチップが装着されています。MC装着犬は必ず環境省の指定登録機関にて「所有者の変更登録」を行ってください。(業者から飼い主への名義等の変更手続きとなります。)

🐶 ペットショップで犬を買う 🐶

ご購入ありがとうございます。この登録証明書を使って、必ず「所有者変更登録」を行ってくださいね。



マイクロチップの「登録証明書」



この子を飼います♪

①

マイクロチップの「登録証明書」



- 「マイクロチップ 識別番号(15桁)」
- 「暗証記号」

「所有者変更登録」にはこの書類が必須です。

②

紙で「登録証明書」を渡された場合は、スマートフォンなどで写真を撮り、画像データにしてください。
※オンライン申請ができない等の理由で紙申請をする場合を除く。



マイクロチップの「登録証明書」

③

②と③の準備ができたら、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトにて、オンラインで「所有者変更登録」を行います。

環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイト
<http://reg.mc.env.go.jp>



この時に、「犬の名」の変更も忘れずに行ってください。(ペットショップなどでは、記号や番号で管理されている場合が多いため、ここを変更しないとそのまま市役所に登録されてしまいます！)

④

登録内容は速やかにオンラインで市役所に送付され、市役所の台帳に登録されます。正しく登録されれば、以降は毎年「狂犬病予防注射のお知らせ」がご自宅に封書で郵送されます。



お知らせが届いた！
今年度の狂犬病予防注射を
打たなくちゃ！

※注意！
毎年の狂犬病予防注射済票交付は、オンラインではできません。
市役所の市民課で行ってください。



OK!

⑤



飼い犬のマイクロチップFAQ



Q ペットショップ以外から入手した、または以前から飼っている犬にマイクロチップ装着の義務はありますか？

A 義務ではありません。ただ、もしも迷子になった際にマイクロチップが装着されていると飼い主のもとへ戻る確率が高まります。できるだけ装着と登録をお願いします。

Q 飼い犬と共に引っ越しをして、住所や電話番号が変わりました。登録事項の変更は必要ですか？

A 住所や電話番号、結婚して姓が変わった場合など、飼い主の情報に変更が生じた場合は、「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」にて30日以内に登録事項の変更の届出を行ってください。

Q 既にマイクロチップ登録を行っている犬を譲渡する場合、どうしたら良いでしょうか？

A 飼い犬を登録した時にダウンロードした「登録証明書」を、犬と一緒に新しい飼い主に渡して、新しい飼い主には「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」にて必ず「所有者変更登録」を行うよう説明してください。（これを行わない限り新しい飼い主の名義にはなりません。）

Q 保護犬を引き取りました。マイクロチップは入っていますが、「登録証明書」を貰えませんでした。環境省への登録もされていないようです。どうしたら良いでしょうか？

A お近くの動物病院の獣医師にマイクロチップ装着を確認して貰い、そのマイクロチップの識別番号を証明する「マイクロチップ識別番号証明書」を発行して貰ってください。このようなケースに限り、「マイクロチップ識別番号証明書」を「マイクロチップ装着証明書」として利用でき、この書類で登録する場合は「新規登録」となります。

↓その他、マイクロチップに関する詳しいお問い合わせはこちらへお願いします。↓

マイクロチップ情報登録 お問い合わせ窓口

TEL:03-6384-5320

E-mail:info@mc.env.go.jp

犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会